

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月25日

和歌山県知事

殿

提出者

住 所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町勝浦78-2
氏 名 井筒建設株式会社
代表取締役 井筒 千津留
電話番号 (0735) - 52 - 2759

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	井筒建設株式会社
事業場の所在地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町勝浦78-2
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	6 総合建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 1,567,688千円
③ 従業員数	46人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事 → 分別 → がれき類 → 中間処理 木くず → 中間処理 廃プラ → 中間処理 安定型混合物 → 中間処理 汚泥 → 中間処理

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙①のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 受注によって大きく左右されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとにして推測する等により産業廃棄物の種類毎の排出量を予測する。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組を継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず、ガラスくず、廃プラスチック類の分別を行い、速やかに適正な保管または中間処理施設等への処分を行う。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取組を継続。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状		産業廃棄物の種類	-
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組) 自ら直接再生利用、自ら中間処理した後再生利用は行わない。			
② 計画		【目標】	
産業廃棄物の種類		-	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状		産業廃棄物の種類	-
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。			
② 計画		【目標】	
産業廃棄物の種類		-	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状		産業廃棄物の種類	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。			
② 計画		【目標】	
産業廃棄物の種類		-	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状		産業廃棄物の種類	別紙のとおり
全処理委託量		t	t
優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
再生利用業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
(これまでに実施した取組) 処理業者と委託契約を締結するに当たっては事前の現地確認（処理 状況、維持管理状況、周辺状況）するとともに、委託後に定期的な確 認を行う。 再生利用が可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進する ため、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。			

		【目標】	
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり
		全処理委託量	t t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t t
		再生利用業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組)			
これまでに実施した取組を継続する。 さらに適正な委託先の選定にあたっては、優良産業廃棄物処理業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報等を活用する。 また、再生利用が不可能な廃棄物については、積極的に熱利用を推進し、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

